

宮崎市スポーツ少年団憲章

スポーツ少年団活動では、時折、その場の勝利だけを求め、試合の勝ち負けに固執する指導者の勝利至上主義やスポーツだけに偏った活動が見受けられる。そもそも子どもの教育には、学校教育・社会教育・家庭教育がある。スポーツ少年団は社会教育の一環として、スポーツ活動をはじめ、野外活動や文化活動、社会活動等、さまざまな活動が展開され、子どもの自主性、協調性、社会性、持続力を養い、次代を担う立派な人間が育成されるものである。そこで再度、スポーツ少年団はスポーツを中心とした青少年の教育の場であることを相互に確認し、宮崎市スポーツ少年団の子ども達の健全育成を図っていく。また、今後の宮崎市におけるスポーツ少年団の健全な普及発展のため本憲章を定める。

1. スポーツ少年団活動

- ① 子ども達の身体の発達状況や体力面から、適切なスポーツ活動は1日につき2～3時間、1週間に2～3日程度となる。
- ② 学校行事や家庭の時間等を除く自由な時間に活動が行われなければならない。
- ③ スポーツ活動をはじめ、社会生活や奉仕活動などを学ぶ幅広い活動が行われなければならない。また、その活動は、指導者や保護者の強制によるものではなく、自主的に意欲をもって参加できる活動でなければならない。
- ④ 身体的、精神的に無理のない、心身のバランスのとれた生涯スポーツの基礎となる活動でなければならない。
- ⑤ 施設の利用等においては、特にきまりを守り、施設管理者または他の利用者に迷惑をかけてはならない。

2. 団員

- ① あいさつや返事のしっかりできる団員でなければならない。
- ② 指導者や保護者等、支えてくれる周囲の方々には感謝の気持ちを素直に伝える団員でなければならない。
- ③ みんなで仲良く、協力し合い、助け合い、チームワークのとれた団員の集まりでなければならない。
- ④ 用具を大切にし、思いやりの心をもった団員でなければならない。
- ⑤ ルールやきまりを守り、他人に迷惑をかけない団員でなければならない。

3. 指導者

- ① 子どもは日々変化をしており、その変化に対応するため指導者自身も指導のあり方については研修会等へ積極的に参加する等して、資質の向上に努めなければならない。
- ② 子ども達が、安全で安心して活動できるよう配慮しなければならない。
- ③ 子ども達の体力面や技術面だけでなく、精神面等も含め、心技体のバランスのとれた育成をめざさなければならない。
- ④ いかなる理由であっても、暴言や暴力等、子どもを傷つける言動はあってはならない。
- ⑤ 競技や大会結果だけを重視するのではなく、目標に向けて活動してきた過程等に目を向け、子ども達の指導にあたらなければならない。
- ⑥ 過度な練習等により、子ども達の日常生活に支障をきたすようなことがないように配慮しなければならない。
- ⑦ 子ども達の長所を生かし、かつ公平に活動ができるよう配慮しなければならない。

4. 母集団

- ① 子どもの栄養、生活習慣など日常生活に目を向け、子ども達を支援しなければならない。
- ② スポーツ活動、野外活動、奉仕活動等では指導者と連携し、引率や生活指導等を通じて、子ども達の健全育成に協力しなければならない。
- ③ 子どもとの接し方や教育のあり方について、研修会等へ積極的に参加する等して、向上心を持って努めなければならない。
- ④ 競技や大会本来の目的である子ども達の健全な育成を忘れ、勝敗だけに固執し、野次や罵声等に走る応援や行動等をとってはならない

平成20年1月1日
宮崎市スポーツ少年団